

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、平成二十七年二月十六日より告示する。
払込利子の	経過率の	利子の	振替単位	最低額面金	発行額	用等の適	個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
(一) 年額平成二十七年二月十六日	○面金額五百円につき百円	・○額百円	各取扱機関は、払込金額により算出した	する。整数倍の金額は記録によるものと金簿	一六六万円	額の定の適用を受けるものとし、その規	個人向け利付國庫債券（固定・
え、次の算式により算出した	。記載又は記録による振替口座簿	万六千四百	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第	三年（平成二十七年二月十六日）	財務大臣 麻生太郎	年財務省令第六十八号（第四条第十四項の規定による）	〇財務省告示第八十四号
た	。	円	第十四回）第	（第五十六回）	。	基づき、平成二十七年二月十六日に発行した個人向け国債の発行等に關する省令（平成二十四年三月十日）	。

金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額へを控除することができる。

期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十三号において規定
する期日について同じ。）。

$$\begin{array}{r} \text{額面} \\ \times \\ \text{金額} \\ \hline \end{array}$$

毎年二月十五日及び八月十五日
を支払期とし、各支払期において
利子を支払う。その日以前六月間に属する

十一
初期利子

1

十一

第二期以 後の利子

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 平成三十年二月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十七年二月十六日
中途換金の本店又は支店
八年二月十五日以後において行
うこととし、その後において行
次に区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
平成二十八年二月十五日か

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

365

(二) 平成二十八年八月十五日以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$
前号による取扱いのほか、個人

中途換金の特例

支金額所利元払

(一) 取れども、その買取金額は、次の区分に応じ、その買取額は、次の算式により算出した金額である。

（二） 平成二十七年八月十五日から平成二十八年二月十五日前までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$ + 経過利子に相当する額 - 受入経過利子に相当する額)

当該期間の額面金額 + 経過利子に相当する額 - 受入経過利子に相当する額)

日本銀行